

第
14回

シリーズ事業承継



税理士 吉川 弥生

経営者の持株減少対策には

相続税対策と、後継者への株式移転対策の2つの側面があります。

経営者の持株を減少させるには、①贈与による方法、②譲渡による方法、③第三社割当増資による方法があります。

経営者の持株減少は、後継者への移転以外は経営支配の低下につながりかねません。経営権の確保に配慮しながら、株式の移転を進めていくことが肝要です。

なぜ経営者の持株減少対策が必要か

会社の業績が順調で、将来も安定的な利益が予想される場合、このまま経営者自身が自社株を所有していると、自社株の相続税評価額も高く推移しますから、相続時にその高い評価額で評価されてしまい、自社株を相続した後継者に多額の相続税額の負担をさせてしまうことになりかねません。経営権の維持に支障のない範囲で株式の分散を図ることは、むしろ相続税対策として財産を減少させる有効な対策です。

そこで、経営者の株式減少による相続税対策の観点からは、経営者の生前に後継者や従業員などに自社株を譲渡したり、贈与したりする対策が必要なのです。

贈与・譲渡のメリット・デメリットは

	贈 与	譲 渡
メ リ ツ ト	①現金や預金も移転できる。贈与財産の価値が将来あがれば、生前贈与により移転しておくことにより、相続税の軽減につながる。 ②贈与税には毎年110万円の非課税枠がある。	①譲渡所得への課税は譲渡者に課されるため、譲受者の納税資金を考慮する必要がない。 ②贈与税に比べて、譲渡所得の適用税率が低い。 ③譲渡により譲渡損失が生じる場合には、譲渡した資産の種類によって、内部通算、損益通算ができる。
デ メ リ ツ ト	①贈与税は贈与財産を受け取った受贈者に課されるため、受贈者の贈与税の納税資金を考慮する必要がある。 ②贈与税の適用税率が高い。	①譲受者が取得資金を調達する必要がある。 ②購入対価が相続財産として譲渡者に残ってしまう。

第三者への自社株の譲渡・贈与・増資は

第三者に対して経営者が有する自社株の一部を譲渡または贈与することにより、経営者自身の保有株式数が減少する方法もあります。

また、第三者を割当先とする第三者割当増資により第三者に保有させる方法もあります。